

事前審査型制限付き一般競争入札

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年4月28日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 **西部下水処理場及び関連施設維持管理業務委託**
- (2) 業務場所 佐世保市 椎木町ほか
- (3) 契約期間 契約締結日から令和10年6月30日まで
- (4) 業務概要 西部下水処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプの運転管理、ユーティリティの調達業務ほか
引継期間：契約締結日から令和7年6月30日まで
履行期間：令和7年7月1日から令和10年6月30日まで
- (5) 審査方式 **事前審査型**

2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
 - ① 令和7年度佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿の「**施設等運転管理業務（指定管理除く）**」に登録がある者で佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者。
 - ② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づく登録を受けている者。
 - ③ 下記の資格を有する総括責任者を現場に配置できる者。
 - ・総括責任者…下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する者。なお、上記の者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め連続して3箇月以上の雇用関係であること。）である者とする。
 - ④ 元請（共同企業体の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る）として、国、独立行政法人等又は地方公共団体が発注した**4,000m³/日以上**の**処理能力を有する下水道終末処理場における標準活性汚泥法による水処理、汚泥処理の総合的な運転管理業務受託実績がある者**。
なお、実績として認める運転管理業務の受託期間は、1年以上のものとする。
 - ⑤ 入札参加資格申請時に、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税の滞納がない者。
 - ⑥ 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
 - ⑦ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市業務委託・役務入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- ② 本市の指名停止期間中及び指名除外期間中の者。
- ③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- ④ 系列関係がある会社同士が、本業務の入札に参加することはできない。(いずれか1社のみの入札参加を認めるものとする。)
- ⑤ 次の各項目に該当する者。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は同条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 契約条項等の閲覧

佐世保市水道局契約規程(昭和39年水道局規程第7号)、佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号)、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱(平成25年10月2日施行)及び佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱(令和7年3月10日施行)は、佐世保市役所ホームページ又は佐世保市水道局財務課(3階)において閲覧することができる。

4 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

5 契約保証金

請負金額の100分の10以上の保証を付さなければならない。

なお、今回の契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除は適用しない。

6 入札参加申請及び資格の審査

(1) 入札参加申請

当該業務の入札に参加しようとする者は、次の書類を添えて申請期間内に下記提出先に持参又はFAXにより申し込まなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加資格申請書(指定様式)
- ② 業務実績証明書(指定様式)

- ・入札参加条件及び資格に関する事項(1)の④が確認できる(下水道終末処理場における標準活性汚泥法による水処理、汚泥処理の総合的な運転管理業務受託実績が確認できるもの。) 契約書、仕様書等の写しを添付すること。
- ③ 下水道処理施設維持管理業者登録証の写し
- ④ 配置予定総括責任者名簿(指定様式)
 - ・総括責任者の資格及び維持管理業務の経歴について記入すること。
 - ・雇用関係が確認できる書類(健康保険証など)の写しを添付すること。
- ⑤ 佐世保市が発行する「滞納のない証明書」(発行から3箇月以内で、写し可)
- ⑥ 税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書(その3様式)」(発行から3箇月以内で、写し可)

提出先 佐世保市水道局財務課調達係
電 話 0956-25-9661
FAX 0956-25-9685

申請期間 **令和7年4月28日(月)から令和7年5月20日(火)正午まで**
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加資格の決定

当該業務に係る入札参加の申込みをした者について入札参加資格の審査を行い、その結果を原則、**令和7年5月20日(火)中**にFAXにより「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」を交付する。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加資格を喪失する。

- ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- ② 制限付き一般競争入札参加資格申請もあたって、虚偽の記載をしたとき。

7 縦覧設計図書の公開

縦覧設計図書については、佐世保市役所ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の問い合わせ先に、送付先等を連絡し、パスワードの交付を受けること。

8 入札の方法等

- (1) 資格有の制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を受けている者でなければ、入札に参加することができない。
- (2) 入札者は、入札会場で委託費内訳書(指定様式)を提出しなければならない。
- (3) **入札書には、契約期間の総額(税抜)を記載するものとする。**
- (4) 入札書は、必要事項を記入し記名押印のうえ封筒に入れ、本人又は代理人自ら入札箱に投入しなければならない。
- (5) 入札書は、1回につき1者1通に限る。
- (6) 入札回数は、3回までとする。
- (7) 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。
- (8) 代理人が入札する場合は、入札会場で委任状を提出しなければならない。
- (9) 時間厳守とし、入札執行の日時に遅れた者(入札室に入室していない者)は、入札に参加することができない。

9 入札執行の日時及び場所

日 時 **令和7年5月22日（木） 午後2時00分**
場 所 **佐世保市八幡町4－8 佐世保市水道局4階入札室**

10 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

11 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。
- (2) 委託費内訳書の提出のない者の入札は無効とする。**なお、提出された委託費内訳書において、内訳書の合計金額と入札金額が一致しないもの、及び著しく不備がある場合も同じとする。**
- (3) 入札参加申請者が次のいずれかに該当するときは入札に参加できない。また、既に入札書が提出された場合、その入札は無効とする。
 - ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
 - ② 制限付き一般競争入札参加申請書等について虚偽の記載をしたとき。
- (4) 下記業務を落札した者の入札は、無効とする。
 - 7水道第21号 中部下水処理場及び関連施設維持管理業務委託
 - 7水道第23号 江迎浄化センター及び関連施設維持管理業務委託
- (5) 上記(1)～(4)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

12 落札者の決定

落札者は、本市水道局の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじで落札者を決定する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場において口頭で周知する。

14 契約の締結

契約の締結は、佐世保市水道局契約規程、佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱及び佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱による。

なお、落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約を締結しない。

当該契約は**長期継続契約**とする。この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この契約が変更され、又は解除された場合において、損害が生じた場合の補償額は、協議して定めるものとする。

15 現場見学の申し込み

- (1) 申込日時：令和7年4月28日（月）から令和7年5月7日（水）午後3時まで
- (2) 開催日時：令和7年5月13日（火）時間帯は申込状況により調整する。
- (3) 開催場所：西部下水処理場

- (4) 見学申込：現場見学に参加する者は、申込日時までに下記申込先に「現場見学申込書兼受付証」をFAXにて提出しなければならない。

(申込先)

佐世保市水道局事業部下水道施設課（佐世保市稲荷町3番1号）

TEL 0956-31-3111

FAX 0956-33-4227

16 その他の事項

- (1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対行わないこと。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

17 問い合わせ先

佐世保市水道局 財務課 調達係

電話 0956-25-9661

FAX 0956-25-9685

メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

※質問は指定様式を用いて、メールで行なうこと。

ただし、質問の期限は、令和7年5月20日（火）正午までとする。

なお、回答は、佐世保市ホームページの当公告書掲載場所に掲載する。

以 上